

D23K

340

様式44

2025 年 10 月 20 日

三重県知事

あて

三重県名張市桔梗が丘南1番町1街区15番地の4

医療法人 卓山医院

理事長 卓山 誉千

電話 0595 (65) 0001

決 算 届

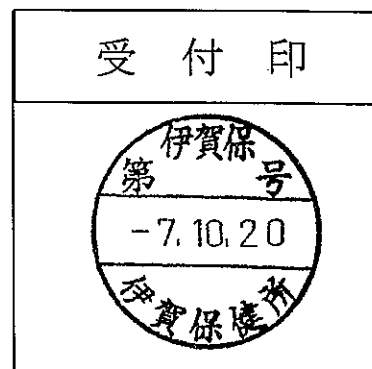
令和6年8月1日から令和7年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 卓山医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県名張市桔梗が丘南 1 番町 1 街区 15 番地の 4

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 2 月 2 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 3 月 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	卓 山 誉 千	
理 事	卓 山 慶 子	
同	金 岡 昌 輝	
同		
同		
同		
同		
監 事	金 恩 聖	
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床床 結核病床 床
診療所	卓山産婦人科	2411305119	三重県名張市桔梗が丘 南1番町1街区15番地 の4	一般病床 1床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設				入所定員 名 通所定員 名
介護医療院				入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年7月30日	次年度の事業計画及び収支予算の決定
令和7年9月26日	前年度決算の選定

注) 以下については病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

該当なし

法人名 医療法人 卓山医院
所在地 三重県名張市桔梗が丘南1 番町1-15-4

※医療法人整理番号 D234

財 産 目 録

(令和 7年 7月31日現在)

1. 資 産 額	22,841 千円
2. 負 債 額	12,868 千円
3. 純 資 産 額	9,973 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,489
B 固 定 資 産	16,351
C 資 産 合 計 (A + B)	22,841
D 負 債 合 計	12,868
E 純 資 産 (C - D)	9,973

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと			
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		

法人名 医療法人 卓山医院
所在地 三重県名張市桔梗が丘南1 番町1-15-4

※医療法人整理番号 D234

貸 借 対 照 表

(令和 7年 7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,489	I 流動負債	2,568
現金及び預金	764	買掛金	1,556
事業未収金	3,757	未払金	778
棚卸資産	1,582	未払法人税等	72
その他の流動資産	386	預り金	161
II 固定資産	16,351	II 固定負債	10,299
1 有形固定資産	11,261	長期借入金	10,000
建物	867	その他の固定負債	299
構築物	334	負債合計	12,868
医療用器械備品	228	純資産の部	
その他の器械備品	408	科目	金額
車両及び船舶	8,472	I 出資金	10,000
その他の有形固定資産	948	II 積立金	△ 26
2 無形固定資産	0	繰越利益積立金	△ 26
3 その他の資産	5,089	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	59	純資産合計	9,973
その他の固定資産	5,030	負債・純資産合計	22,841
資産合計	22,841		

法人名 医療法人 卓山医院
所在地 三重県名張市桔梗が丘南1 番町1-15-4

※医療法人整理番号 D234

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		37,943
2 事業費用		
(1)事業費	53,623	
(2)本部費	0	53,623
本来業務事業損失		15,679
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		15,679
II 事業外収益		
受取利息	10	
その他の事業外収益	406	416
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	0	0
経常損失		15,263
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		15,263
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	0	72
当期純損失		15,335

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 卓山医院

理事長 卓山 誉千 殿

私（注 1）は、医療法人卓山医院の令和⁶会計年度（令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 9 月 20 日

医療法人 卓山医院

監事 金 恩聖

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。